

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定によって、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成十九年五月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名及び住所	登録有効期限
広島県第一一三五号	副産石灰肥料	かきがら肥料	アルカリ分 四五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	かきがら工業協同組合 広島県広島市南区仁保四丁目一九番八号	平成二二年七月二三日
広島県第一一四一号	混合有機質肥料	混合有機五六一号	窒素全量五・〇 りん酸全量六・〇 加里全量二・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	西日本興産株式会社 大阪府大阪市東成区大今里四丁目二三番一八号	平成二二年六月一三日
広島県第一一四四号	副産石灰肥料	卵殻	アルカリ分 五〇・六	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社マルサン 広島県広島市東区東蟹屋町一八番四〇号	平成二二年八月一日
広島県第一一四二号	加工家きんふん肥料	有機M二―八―四	窒素全量二・五 りん酸全量九・〇 加里全量四・五	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社東城ポーター 広島県庄原市東城町帝釈宇山五一―二番地の二	平成二二年一月二九日
広島県第一一三七号	混合石灰肥料	苦土入りカキ混合石灰七号	アルカリ分 五〇・〇 土溶性苦七・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	丸栄株式会社 広島県広島市中区十日市町一丁目四番三一号	平成二二年一月二七日